

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

見附市長 稲田 亮

#### 見附市条例第5号

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例（平成26年見附市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改  
め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2  
号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第  
19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3  
号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定  
は、公布の日から施行する。